有効期間５年（平成34年12月31日まで）

平成２９年１２月２７日

各部長・参事官
各所属長　様

警察本部長
（総務課）

行政手続に係る審査基準等の取扱いについて（通達）

行政手続法（平成５年法律第88号。以下「法」という。）及び広島県行政手続条例（平成７年広島県条例第１号。以下「条例」という。）に基づき，審査基準，標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）を定め，県民に公表することにより，行政手続の公正の確保及び透明性の向上を図っているところであるが，当該審査基準等の取扱いに関する事務については，次のとおり取り扱うこととし，平成30年１月１日から施行するので，誤りのないようにされたい。

１　趣旨

この通達は，法及び条例の規定に基づき，行政庁が定め，公表することとされている審査基準等の作成及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

２　定義

この通達における用語の定義は，法及び条例の定めるところによる。

３　審査基準等の策定，改定及び廃止

審査基準等の策定，改定及び廃止については，次の手続により行うこと。

(1) 策定及び改定

行政手続における許認可等又は不利益処分に係る事務を所管する警察本部所管課（以下「所管課」という。）は，審査基準等の策定及び改定の手続を行うとともに，別紙１又は別紙２を添付して，各所属に対し通知すること。

(2) 廃止

策定している審査基準等を廃止する場合は，所管課において，審査基準等の廃止の手続を行うとともに，各所属に対し通知すること。

４　審査基準等の公表

審査基準等については，各所属において最新の状態に整理するとともに，公表は，広島県警察情報公開センター，当該行政事務の所管課及び警察署で当該行政事務を所管する課の窓口に備え付け，申請者等の求めに応じて閲覧させるものとする。

５　専決等

広島県公安委員会事務専決規程（平成22年広島県警察本部訓令第１号），広島県警察本部処務規程（昭和30年広島県警察本部訓令第17号）及び広島県警察署処務規程（昭和30年広島県警察本部訓令第18号）の定めるところによるものとする。

本件担当　文書管理第二係
警　　電　[redacted]

別紙１

審　査　基　準

年　　月　　日作成

法　　令　　名：	
根　拠　条　項：	
処　分　概　要：	
原権者（委任先）：	
法　令　の　定　め：	
審　査　基　準：	
標準処理期間：	
申　　請　　先：	
問い合わせ先：	
備　　考：	

別紙２

処　分　基　準

年　　月　　日作成

法　　令　　名：	
根　拠　条　項：	
処　分　概　要：	
原権者（委任先）：	
法　令　の　定　め：	
処　分　基　準：	
問い合わせ先：	
備　　考：	